

札幌市立もみじの森小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、児童の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではありません。もみじの森小学校では、「札幌市立もみじの森小学校 いじめ防止基本方針」を策定し、学校、家庭及び地域の関係者相互の連携協力の下、いじめの問題を克服することを目指します。

本校のいじめ防止基本方針

児童一人一人の人間としての尊厳を守り、人権意識を育てることを第一に教育活動を推進し、『いじめをしない、させない、見逃さない』学校を目指します。

いじめられている児童の立場に立ち、当該児童が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と判断し、いじめ事案には、学校が一丸となって直ちに対応します。

1. いじめを未然に防ぐ取組

一人一人の児童が他者の人権を尊重し、のびのびと自己表現ができる気風を育てていきます。日常の学習の中での実践を通して、児童間の相互理解を深めるとともに、人権意識を育てていきます。

A. 社会生活に必要なスキルを獲得させる取組

- ① 学級のルールづくりと定着化
児童と児童、児童と教師間に「互いに聴き合う関係」をつくりあげることが基本に学級のルールづくりを行い、実践し、定着を図る。
- ② 協同学習を進める
ペアでコミュニケーションを取りながら進める学習や、少人数のグループで学び合う学習を日常的に実践する。
- ③ 「いじめ」について考えを深める *道徳・特別活動等*の学習を設定し、実践する。
- ④ 生きることの尊厳について学ぶ「からだ・こころ・いのちの学習」を実践し、授業を公開する。
- ⑤ コミュニケーションスキルの向上を図る
構成的エンカウンター、ピアサポート等を取り入れ、児童のコミュニケーションスキルの向上を図る。
- ⑥ *情報モラル*を身に付けさせるための授業を行い、指導の充実を図る。

B. 児童がいじめについての意識を高め、いじめ防止に向けて実践化を図る取組

- ① 児童会が主体となり、いじめがない学級・学校づくりに向けての取組を企画し、実践する。
～「いじめ予防キャンペーン」、スローガンや標語づくり等～
- ② 学級会等で児童が学級の問題に目を向け、解決に向けて自発的に取り組む姿を目指して支援をする。

C. 保護者のいじめに対する意識を高める取組

- ① 「いじめ防止基本方針」を新年度当初に保護者に対し周知する。
- ② P T Aと連携しながら、いじめに関わる講演会や保護者へスマートフォン・インターネット等の適切な使い方等について研修及び学習する場を設定する。

2. いじめを早期発見するための取組

- ① 6、11、2月の3回、「悩みやいじめアンケート」を実施し、アンケートの結果に応じて、児童、保護者の面談等を行う。
- ② 学級で起こった問題や気になる児童の情報は、学年やブロックで話題とし、常に共有する。
- ③ いじめの情報や兆候、身体や生命に関わること、保護者からの訴え等については、教頭・担任外・特別支援コーディネーター等に報告し、教頭が集約する。重要な情報は全職員で共有し、指導に生かす。

3. いじめ事案に対する取組

いじめ事案発生時は、直ちに「いじめ対策委員会」を招集し、解決に向け対応を行う。

[いじめ対策委員会の構成員]

校長 教頭 教務主任 保健主事 特別支援コーディネーター 生徒指導部長

養護教諭 当該児童の所属する学級及び学年の担任

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

主任児童委員、児童相談所など関係機関の担当者等にも参加要請をする。

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

参考・・・いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめ対応の流れ

重大事態が起きた際には、速やかに教育委員会に報告し、助言・指示を受け対応する。

4. 児童や保護者がいつでも相談できる教育相談体制づくり

- ① 児童が安心して相談できるよう、教職員は日常的に児童に対し、個別の声かけを行う。
- ② 保護者が相談をできるよう担任のほか、学校として常時教育相談を受け付ける体制を作り、教頭、生徒指導部長、特別支援教育コーディネーター等が担当する。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回相談員等、関係機関と連携しながら相談を進める。

5. 基本方針の定期的な点検・評価

- ① いじめ防止基本方針の点検・評価は、学校中間評価及び年度末学校評価の年間2回行い、より実効性のあるものにしていく。
- ② 年度末学校評価では、保護者・地域からの評価や意見を集約し、広い視野から基本方針の見直しを行う。

6. 保護者、地域関係者の参画

スクールガードの活動や、PTAや地域自治体に児童の遊び場所の見守り活動等を呼びかけ、「地域の児童を地域で育てる」気風をつくることを目指す。

令和5年3月31日 一部改定